

# 平成20年2月診療分から 被用者保険用の医療費請求書が不要 乳幼児等医療・重度医療・母子医療

乳幼児等医療、重度心身障害者等医療（65歳未満の1級受給者）、母子家庭等医療（お子さんが15歳に達して最初の3月31日までの方）を受給されている被用者保険加入の方は、これまで県内の医療機関に受診の際、医療機関窓口に被用者保険用の医療費請求用紙を提出していましたが、事務手続きの変更により、2月1日からは、健康保険証とお持ちになっている各受給者証を医療機関窓口に提示するだけで、県内医療機関で受診していただけます。



- ★ 県内医療機関にかかる際に必要となるもの
- ★ 健康保険証
- ★ 各受給者証

## 【ご注意ください】

健康保険証に変更があった場合は必ず届け出が必要です。健康保険証・印鑑・受給者証をお持ちください。また、健康保険の被保険者（扶養者）が変わった場合は、所得課税証明書も必要となることがあります。

お問い合わせは、市健康増進課 老人保健係4番窓口（市役所1階☎32・2111まで）

## 要介護1以上の65歳以上の方・扶養親族の方へ 障害者控除対象者認定書の交付

障害者手帳等の交付を受けていない人が、「障害者若しくは特別障害者に準ずる者」として認定や受けることにより、所得税や市県民税の確定申告等において所得控除が適用されます。申請できる方は「要介護1」以上の65歳以上の人若しくはその人を扶養している親族などです。申請者の印鑑を持参して介護福祉課窓口で申請してください。（審査がありますので、対象者全員が認定されるとは限りません。）

お問い合わせは、市介護福祉課社会福祉係（市役所1階☎32・2279）まで。

## 介護認定調査員（市非常勤職員）を募集

**【受付期間】** 1月21日（月）から2月1日（金）まで。

**【試験日】** 2月24日（日）

**【職種および採用予定人数】** 介護認定調査員3名

**【受験資格】** 昭和33年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた人で次の（ア）

から（ウ）のすべてに該当する者。

- （ア）介護支援専門員の資格を有する者。
- （イ）保健師または看護師の資格を有する者。
- （ウ）普通運転免許を有する者。

**【選考方法】** 筆記試験、作文、面接

申込用紙の請求および詳しくは、市介護福祉課介護保険係（〒773-8501 小松島市横須町1番1号市役所1階☎32・3507）まで。